電

波

法

施

行

規

則

等

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

する省

令

平

 $\bigcirc$ 総 務 省 告 示 第

号

成 年 総

務 省 1令第

 $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 V. 次 に

掲

げ

号)

る 告 示 は 廃 止 す る。

平 成

年 月 日

務 大 臣 石 田 真 敏

総

平 成 五. 年 郵 政 省 告 示 第 百二十三号 無線 設 備 規則 第 兀 十 九 条  $\mathcal{O}$ 七 た だ L 書  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ < M C Α 陸

上 移 動 通 信 を 行 う Μ C Α 制 御 局 等  $\mathcal{O}$ 設 備 で あ 9 て、 同 規 則 第 匹 + 九 条  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 条 件 を 適 用 す る

とが 困 難 又 は 不 合 理 で あ る 無 線 設 備  $\mathcal{O}$ 技 術 的 条 件

平 成 六 年 郵 政 省 告 示 第 五. 百 九 + 号 無 線 設 備 規 則 第 兀 + 九 条  $\mathcal{O}$ 七 第 号 口 4  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ <

M

C A 陸 上 移 動 通 信 を 行 う 無 線 局  $\mathcal{O}$ 無線 設 備 で 電 力 増 幅 器 を 接 続 す ることに ょ つて 空中 線 電 力 を 切 換 え

ることが で きる ŧ  $\mathcal{O}$ が 接 続 時 に 電 力 増 幅 器 を 識 别 す る 条 件

三 平 成 五. 年 郵 政 省 告 示 第 百二 + 兀 号 無 線 設 備 規 則 第 兀 + 九 条  $\mathcal{O}$ 七 第二 号  $\mathcal{O}$ 規 定 12 基 づ < M C A 陸 上

移 動 通 信 を 行 Š M C Α 制 御 局 等 が 装 置 す る 制 御 装 置 に 備 え 付 け ることを要す る 記 憶 装 置  $\mathcal{O}$ 条 件